

いわてハロウ友好県民パス交付規則をここに公布する。

令和8年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

いわてハロウ友好県民パス交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわてハロウ友好県民パスの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(いわてハロウ友好県民パスの交付等)

第2条 知事は、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン（以下「ハロウ安比校」という。）を卒業する生徒に対し、ハロウ安比校を通じていわてハロウ友好県民パス（様式。以下「ハロウ友好パス」という。）を交付する。

2 前項に規定するもののほか、知事は、同項の規定によるハロウ友好パスの交付を受けた者で当該ハロウ友好パスの有効期間が満了するものに対し、その申請により、ハロウ友好パスを交付する。

3 前項の申請は、別に定める様式によるいわてハロウ友好県民パス交付申請書をハロウ安比校を通じて知事に提出することにより行わなければならない。

(ハロウ友好パスを利用することができる者)

第3条 ハロウ友好パスを利用することができる者は、ハロウ友好パスの交付を受けた者（以下「ハロウ友好パス所持者」という。）に限るものとする。

(ハロウ友好パスの有効期間)

第4条 ハロウ友好パスの有効期間は、その交付の日から同日の属する年度の翌々年度の7月31日までとする。

(ハロウ友好パスの記載事項)

第5条 ハロウ友好パスの記載事項は、次のとおりとする。

(1) ハロウ友好パス所持者の氏名、学籍番号及び卒業年月日

(2) ハロウ友好パスの有効期間

(3) その他知事が必要と認める事項

(ハロウ友好パスの再交付)

第6条 知事は、ハロウ友好パス所持者でハロウ友好パスをその有効期間内に紛失し、又は損傷したものに対し、その申請により、ハロウ友好パスを再交付する。

2 前項の申請は、別に定める様式によるいわてハロウ友好県民パス再交付申請書をハロウ安比校を通じて知事に提出することにより行わなければならない。この場合において、ハロウ友好パスを損傷したときは、当該申請書には当該ハロウ友好パスを添えなければならない。

3 ハロウ友好パス所持者は、第1項の規定による再交付を受けた後に紛失したハロウ友好パスを発見したときは、ハロウ安比校を通じて速やかに当該ハロウ友好パスを知事に返還しなければならない。

(ハロウ友好パスの譲渡等の禁止)

第7条 ハロウ友好パス所持者は、他人にハロウ友好パスを譲渡し、又は貸与してはならない。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第2条関係）

いわてハロウ友好県民パス

年 月 日から 年 月 日まで有効

氏名	
学籍番号	
卒業年月日	
交付日	年 月 日
岩手県知事	
	